管理組合の管理・運営を支援！

マンション管理士を派遣します

費用 無料

申込できる方

- 久留米市内の分譲マンションの管理組合の役員
- 管理組合が組織されていないマンションの区分所有者

相談できる内容

- 管理組合の運営・経理
- 管理規約
- 管理委託契約
- 長期修繕計画
- 大規模修繕計画
- 耐震・建替え
- 管理計画認定制度
- 総会（理事会）の準備、議事録

派遣制度の内容

○ 派遣回数
管理組合につき、年間1回

○ 派遣するマンション管理士
1名

○ 派遣時間
3時間　以内

○ 派遣予定数
先着8件程度

○ 派遣場所
マンション内集会室、管理事務室、その他集会場等

申込の流れ

① 市に申請書を提出

② マンション管理士と日程調整

③ マンション管理士派遣

④ 市に報告書を提出

申込方法

理事会の合意後、「マンション管理士派遣申請書」に必要事項を記入し、下記のお問合せ先まで、持参、郵送、ファックス又はメールで申し込んでください。
※申請書は、ホームページでダウンロードできます。

お問合せ先

久留米市 都市建設部 住宅政策課
TEL：0942-30-9139　FAX：0942-30-9743
E-mail：housing@city.kurume.lg.jp

市ホームページに詳細を掲載　久留米市　マンション管理士派遣　検索